

○ 農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金交付事業実施要綱（平成23年5月2日付け23経営第254号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表

（傍線部分は改正箇所）

改正後（新）	現 行（旧）
<p>第2 定義</p> <p>(1) この要綱において、特例保険填補率とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第112条の規定により読み替えられた農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。）第59条第6項及び第66条第3項に規定する保険価額に乗ずる割合であって、100分の90の割合をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) この要綱において、被災農業者等とは、<u>平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）に伴う原子力発電所の事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村若しくは葛尾村又は相馬郡飯館村</u>には場、事業所その他の事業拠点を有する農業者等のうち、その主要な事業用資産について、東日本大震災（地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。）であって、次のいずれかの要件を満たす<u>原子力発電所の事故の影響を受けている者</u>をいう。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第2 定義</p> <p>(1) この要綱において、特例保険填補率とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。<u>以下「財特法」という。</u>）第112条の規定により読み替えられた農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。）第59条第6項及び第66条第3項に規定する保険価額に乗ずる割合であって、100分の90の割合をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) この要綱において、被災農業者等とは、<u>特定被災区域（財特法第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）</u>には場、事業所その他の事業拠点を有する農業者等のうち、その主要な事業用資産について、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関（以下「市町村長等」という。）から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。）であって、次のいずれかの要件を満たす者をいう。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(4) (略)</p>
<p>第4 特例保険填補率及び保険料引下げ助成事業</p> <p>(1) 特例保険填補率及び保険料引下げ助成事業の対象資金は、次に掲げる資金とする。</p> <p>① 東日本大震災の後、<u>令和4年3月31日</u>までの間に、第2（3）に規定する者である農業者等が借り入れる次に掲げる資金について、基金協会と信用基金との間に農業信用保険の契約が成立したもの。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>② 東日本大震災の後、<u>令和4年3月31日</u>までの間につなぎ融資資金について、基金協会と信用基金との間に農業信用保険の契約が成立したもの。</p>	<p>第4 特例保険填補率及び保険料引下げ助成事業</p> <p>(1) 特例保険填補率及び保険料引下げ助成事業の対象資金は、次に掲げる資金とする。</p> <p>① 東日本大震災の後、<u>令和3年3月31日</u>までの間に、第2（3）に規定する者である農業者等が借り入れる次に掲げる資金について、基金協会と信用基金との間に農業信用保険の契約が成立したもの。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>② 東日本大震災の後、<u>令和3年3月31日</u>までの間につなぎ融資資金について、基金協会と信用基金との間に農業信用保険の契約が成立したもの。</p>

<p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金充当実績報告書</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 独立行政法人農林漁業信用基金理事長 氏名 (削る)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金充当実績報告書</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 独立行政法人農林漁業信用基金理事長 氏名 印</p> <p>(以下略)</p>
---	--

附 則 (令和3年3月29日2経営第3036号)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 事業実施主体がこの要綱の施行前に開始した事業に係る農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金交付事業実施要綱の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。